

茨城県同和対策事業前史

— 略年表を中心にして —

中 川 浩 一
森 山 峰 子*

ま え が き

茨城県は、同和対策事業特別措置法にもとづく同和対策事業費の交付をうけている都府県の中では、施策のたちおくれが、最もめだつ存在のひとつである。けれどもそのことを県政の怠慢として一方的に非難するのは、事の正鵠を得たものではない。

官庁統計の示すところによると、茨城県においては、同和対策事業の該当市町村数が、年度によって著しく変動する。昭和42年度において16市町村28地区と集計されたにもかかわらず、昭和46年度には1市1地区へと激減し、昭和50年度になって7市町村12地区へと推移した事実が、その証のひとつになるだろう。

表 1 同和対策事業費の交付市町村数

年 度	大 正 10	昭 和 10	昭 和 42	昭 和 46	昭 和 50
市町村数	? (47)	45 (57)	16 (28)	1 (1)	7 (12)

()内は
地区数

注 戦前と戦後では市町村の範囲が大きく異っているから、単純な比較は無意味である。

こうした変動は、〈寝る児をおこす必要はない〉とする姿勢を、行政の当事者が市町村段階で持ち合せているのに加えて、住民サイドにおいても、事態の表面化をきらう傾向をもつことを介して、相乗化された結果といわざるを得ない。

同和対策事業の一環としての同和教育に言及すれば、県教育委員会にはそのことにかかわる専門職員の配置はなく、手びき書・参考資料の刊行も皆無である。だが、〈寝る児をおこす必要はない〉と行動する点では、教育の現場も、同じ穴のむじなのそしりを免れない。教職員組合が同和問題を、人権にかかわる基本的な題材としてとらえたという話も、耳にしなかった。すでに20回をこえる研究成果をつみあげたと称する茨城県教育研究連盟による研究集会においても、同和問題を討議の柱のひとつにすえた実績はないのである。

ところで、茨城県における同和対策事業のこうした現況は、歴史的な結果にもとづくところと筆者は思考する。またかかる前提をふまえながら、仮説の当否を検証する目的のもとに、同和対策事業前史の究明を志した成果が、以下に示す略年表の作成となったわけである。

* 茨城大学教育学部小学校教員養成課程社会科（昭和52年度卒業生）

茨城県同和（融和）事業略年表

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
1585	○ 秀吉関白となる。		
1591	○ 秀吉諸国を検地する。		
1600	○ 身分制度を定める。		
1600	○ 家康，関ヶ原に勝利。		
1603	○ 江戸幕府成立。		
1649	○ 慶安の御触書を出す。		
1716	○ 幕府，享保の改革。		
1720	○ 幕府，非人身分の結髪を禁止。		
1732	○ 幕府，諸国に人別改の提出を命じる。		
1776	○ 幕府，穢多非人身分の風俗矯正を各藩に布告し差別政策を強化。		
1787	○ 幕府，寛政の改革。		
1837	○ 大塩平八郎の乱。		
1841	○ 幕府，天保の改革。		
1867	○ 徳川慶喜，大政奉還。		
1868	○ 五箇条御誓文。		
1871	○ 「賤民身分解放」の太政官布告。以後，「解放令」反対の農民一揆，各地におこる。		
1872	○ 「学制」を頒布。		
1873	○ 地租改正条例を布告。		
1879	○ 教育令制定。		
1880	○ 政府，財政整理に着手。		
1889	○ 大日本帝国憲法発布。		
1890	○ 教育勅語発布。		
1894	○ 日清戦争勃発。		
1902	○ 岡山の三好伊平次ら備作平民会結成。		
1903	○ 大日本同胞融和会の創立大会。		
1904	○ 日露戦争勃発。		
1906	○ 島崎藤村『破戒』出版。		
1907	○ 内務省，全国的に部落調査を実施。	○ 茨城県の状況は資料未発見。	
1910	○ 大逆事件。		
1912	○ 内務省，全国細民部落改善協議会を開催（11月）。		
1914	○ 帝国公道会結成。		
1914	○ 第一次世界大戦勃発。		
1917	○ ロシア革命おこる。		
1918	○ 米騒動全国に拡大。		
1919 (大 8)	○ (1) 内務省が第2回細民部落対策協議会を開催。 ○ (2・3) 帝国公道会，第1回同情融和大会を開催（東京・築地）		

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	(7) 喜田貞吉が『民族と歴史』第2巻第1号を「特殊部落研究号」にあてる。	左に長谷川凸津が「常陸新治郡地方の特殊民」を掲載する。	
1920 (大9)	<ul style="list-style-type: none"> 政府初めて部落改善事業費補助として17府県に4万3千円交付（第41帝国議会請願採択）。 社会事業調査会発足。 部落改善要綱を答申。 		
1921 (大10)	<ul style="list-style-type: none"> (2・13) 第2回同情融和大会。 (7・) 佐野学，「特殊部落民解放論」を發表。 部落改善費21万円（内務省社会局） 	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県，内務省社会局の地方改善費補助（250円）を受け，融和事業を実施。 茨城県内務省社会課『地方改善ニ関スル調査』発行。 	⑰
1922 (大11)	<ul style="list-style-type: none"> (3・3) 全国水平社創立大会。 (4・9) 日本農民組合結成。 (7・15) 日本共産党，非合法に創立。 部落改善費21万円を継続支出。 	<ul style="list-style-type: none"> (2・20) 茨城県令第16号で部落改善事業助成規程を定める。 (3・) 真壁郡A村に官民合同の団体『三光会』設立。 (4・) 真壁郡A村の光本佐中氏，県より地方改善社会事業委員を囑託さる (8・26) 鶴岡春三郎，『民族と歴史』第8巻4号に「常陸真壁地方特殊民雑話」發表。 	⑯ ⑱ ⑲ ⑳
1923 (大12)	<ul style="list-style-type: none"> (3・23) 関東水平社創立。 (3・23) 全国水平社第2回大会。 地方改善費予算491,000円に増額。 (8・) 内務省社会局，中央社会事業協会の中に地方改善部を設置。 (8・28) 地方改善に関する内務大臣の訓令。 (9・1) 関東大震災。 (11・1) 全国水平社青年同盟結成。 		
1924 (大13)	<ul style="list-style-type: none"> (3・3) 全国水平社第3回大会。 	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県水平社創立。委員長に多並鹿造。 	㉑
1925 (大14)	<ul style="list-style-type: none"> (1・20) 日ソ基本条約調印。 (1・18) 群馬県世良田村事件。 (2・1) 全国融和連盟結成。 (2・26から4日間) 中央社会事業協会主催，地方改善事業講習会開催。 (4・22) 治安維持法公布。 (5・5) 普通選挙法公布。 (5・16, 17) 中央社会事業協会主催，「全国融和事業大会」開催。 (5・7, 8) 全国水平社第4回大会。 (9・18) 全国水平社無産者同盟結成。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方改善費総額3,000円 補助事業18件 (2・) 岡郷村水平社創立。 左に，茨城県から参加。 <ul style="list-style-type: none"> 左に，茨城県から9名参加。 	① ① ② ① ①

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	<ul style="list-style-type: none"> ○ (9・25) 中央融和事業協会設立。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 真壁郡A村の光本佐中氏, 中央融和事業協会より選彰さる。 	⑱
1926 (大15) (昭元)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3・5) 労働農民党結成。 ○ (4・14) 全関東水平社第4回大会。 ○ (5・2) 全国水平社第5回大会。 ○ (10・) 内務省社会局において全国学務部長会議開催。 ○ (11・12) 福岡連隊事件。 ○ (12・5) 社会民衆党結成。 ○ (12・9) 日本労農党結成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方改善費総額 2,999円 ○ 左に茨城県より参加。 ○ (6・3) 茨城県令第33号で地方改善事業助成規程を改正。 ○ この年11月から翌年10月までに糺弾事件7件を数える。 	② ⑳ ㉑ ㉒
1927 (昭2)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3・15) 金融恐慌始まる。 ○ (5・28) 第一次山東出兵。 ○ (7・) 全国融和連盟と中央融和事業協会の双方解散。新たに中央融和事業協会設立。 ○ (7・) 全国学務部長会議。 ○ (11・22) 北原素作, 軍隊内差別を撤廃せよと天皇に直訴。 ○ (12・3,4) 全国水平社第6回大会。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3・27~3・30) 地方改善懇談会 〔協議事項〕 神社並に祭礼に関する改善 青年処女会に関する改善 消防組に関する改善 軍人入退営に関する改善 其他に関する改善 〔開催地〕 4カ所 	②
1928 (昭3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1~3月) 中央融和事業協会から担当者が各府県の師範学校におもむき, 融和思想普及講習会を開催。 ○ (3・15) 共産党大檢舉。 ○ (4・19) 第二次山東出兵。 ○ (4・29) 融和促進に関する内務大臣の訓令。 ○ (5・26, 27) 全国水平社第7回大会。 ○ (7・) 全国学務部長会議。 ○ (7・26) 関東地方融和事業協議会を東京に開催。 ○ (11・3) 全国融和団体第1回国民融和日を開催。 ○ (12・15,16) 全国融和団体聯合大会を京都に開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方改善費総額 3,000円 ○ 補助事業 21件 5,500円 2,750円 (補助費) ○ この年の糺弾事件7件 ○ 左に茨城県から出席。 ○ 左に, 茨城県から社会主事補鯉淵豊彦が出席し, 協議案を提出。 	③ ④ ⑳ ㉑ ㉒
1929 (昭4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3・5) 労働党代議士山本宣治刺殺される。 ○ (5・30, 31) 中央融和事業協会主催, 全国融和事業協議会が開かれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方改善費総額 3,390円 ○ この年の糺弾事件数2件 ○ 左に茨城県から社会事業主事補伊藤藤次郎が出席。 ○ 茨城県, 融和事業講習会開催。 (8・13~8・16) 一概况一 講習生は社会事業委員等45名, 講師は中央融和事業協会の赤堀都太郎, 山本正男, 拓務省の江越信胤。 	④ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	<ul style="list-style-type: none"> ○(8・16) 第2回関東融和事業協議会，茨城県真壁郡下館町にて開催。 ○(10・24) 世界大恐慌はじまる。 ○(11・4) 全国水平社第8回大会。 	<ul style="list-style-type: none"> ○左について茨城県は主催者となり各県吏員，社会事業協会の職員等16名相会し，融和事業に関する協議をする。 ○補助事業 7件 5,379円 2,689.50円(補助費) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ ⑤
1930 (昭5)	<ul style="list-style-type: none"> ○(3・14) 全国融和団体，第2回国民融和日を挙る。 ○(4・22) ロンドン軍縮会議調印。 ○(6・5, 6) 中央融和事業協会主催，全国融和事業協議会開催。 ○(7・26) 全国学務部長会議。 ○(8・18~8・20) 中央融和事業協会，茨城県と共同講習会を開催。 ○(12・5) 全国水平社第9回大会。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方改善費総額 2,442円 ○補助事業 8団体 4,645円 1,800.37円(補助費) ○この年の糺弾事件3件 ○左に，茨城県から社会事業主事補伊藤藤次郎出席。 ○左の融和事業講習会—概況—講師は下村春之助，三好伊平の両名。講習生，社会事業委員等約80名。 ○(9・13) 岡郷村水平社解散。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ ②④ ⑥ ⑥ ②②
1931 (昭6)	<ul style="list-style-type: none"> ○(2・5, 6) 第2回全国融和団体聯合大会開催。 ○(3・14) 全国融和団体第3回国民融和日を挙る。 ○(6・10) 全国婦人融和連盟結成。 ○(7・9) 第4回関東融和事業協議会，群馬県に開催。 ○(9・18) 満州事変勃発。 ○(12・9) 全水左翼グループ，「水平社解消意見書」を発表。 ○(12・10) 全国水平社第10回大会。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方改善費総額 2,150円 ○補助事業 8件 4,050円 1,564円(補助費) ○(3・10) 国民融和日実施に関する件依命通牒。 ○(6・) 部落経済調査ニ関スル件通牒。 ○茨城県，「製履業に関する調査」を要改善地区全部において行う。 ○左に，茨城県から社会事業主事補伊藤藤次郎出席。 ○(12・) 地方改善事業補助申請ニ関スル件通牒。 ○この年，伊藤藤次郎が部落経済対策に関する論説2篇を『融和事業研究』に発表(3~5・7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ ⑦ ⑥ ⑥ ⑦ ⑦ ⑥ ②⑤
1932 (昭7)	<ul style="list-style-type: none"> ○(3・14) 全国融和団体第4回国民融和日を挙る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方改善費総額 1,500円 ○補助事業 2団体 2,225円 890円(補助費) ○この年の糺弾事件3件 ○(2・) 地方改善育英奨励ニ関スル件通牒。 ○(3・) 国民融和日ニ関スル通牒。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ ⑧ ②④ ⑦ ⑦

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3・29) 中央融和事業協会, 全国融和団体協議会を開催。 ○ (6~8) 農村救済請願運動。 ○ (8・27) 社会局, 地方改善応急施設に関する件を関係各府県に通牒。 ○ (8・28) 全関東部落民全体会議結成。 ○ (9・6) 全国学務部長会議。 ○ (9・12, 13) 中央融和事業協会主催, 全国融和事業協議会開催。 ○ (10・30) 文部次官より道府県に対し国民教育に於ける融和問題に関する件通牒。 ○ (10・18~10・21) 関東中部地方経済更生指導者講習会開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (8・20~8・24) 茨城県, 棕梠表製作講習会開催。参加者30名。 ○ 地方改善応急施設 6地区 5,850円 5,000円 (補助費) ○ 左に茨城県から数名参加。 ○ 左に, 茨城県から社会事業主事伊藤藤次郎出席。 ○ (10・29) 部落経済更生運動ノ件通牒。 ○ (11・28) 国民融和ニ関スル件通牒。 ○ 茨城県, 講演会開催。「日満提携と融和運動」参加者 800名。 ○ 左に, 茨城県から参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ⑧ ②② ⑧ ⑧ ⑧ ⑧ ②②
1933 (昭 8)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (3・3) 全国水平社第11回大会。 ○ (3・27) 国際連盟脱退。 ○ (3・14) 全国融和団体第5回国民融和日を挙行。 ○ (4・30) 社会局, 地方改善応急施設に関する件を関係各府県に通牒。 ○ (5・11) 融和教育調査委員会「融和事業に関する教育的方策要綱」決定。 ○ (6・) 高松地方裁判所差別裁判糾弾闘争おこる。 ○ (6・2) 学務部長会議。 ○ (7・21) 関東融和聯盟協議会。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方改善費予算総額 1,300円+7,000円 (地方改善 応急施設費) ○ 補助事業 15件 ○ (3・17) 国民融和日ニ関スル件通牒。 ○ 地方改善応急施設 14地区 7,910円 6,918円 (補助費) ○ (4・10,8・26) 地方改善応急施設ニ関スル件通牒。 ○ 左に, 茨城県から社会事業主事伊藤藤次郎出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ⑨ ⑧ ⑨ ⑧ ⑨
1934 (昭 9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農村危機深刻化 (東北凶作・九州と四国は干害など) ○ (2・13, 14) 中央融和事業協会, 全国融和事業協議会を開催。 ○ (3・14) 全国融和団体第6回国民融和日を挙行。 ○ (4・13) 全国水平社第12回大会。 ○ (6・1) 学務部長会議。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方改善費予算総額 1,250円+4,000円 (地方改善 応急施設費) ○ 補助事業 9件 ○ この年の糺弾事件4件 ○ 左に, 茨城県から社会事業主事伊藤藤次郎出席。 ○ (2・25) 国民融和日ニ関スル件通牒。 ○ 5月から7月にかけて猿島郡下において差別事件4件 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ ⑩ ②④ ⑨ ⑨ ②⑥

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	<ul style="list-style-type: none"> ○(6・2) 関東融和聯盟協議会。 	<ul style="list-style-type: none"> ○左に，茨城県から社会事業主事，伊藤藤次郎出席。 	⑨
1935 (昭10)	<ul style="list-style-type: none"> ○(2・22, 23) 中央融和事業協会，全国融和事業協議会を開催。融和事業の総合的進展に関し協議。 ○(3・14) 全国融和団体第7回国民融和日施行。 ○(5・4, 5) 全国水平社第13回大会。 ○(6・7) 学務部長会議。 ○(6・24, 25) 全国融和事業協議会を開催。「融和事業の総合的進展に関する件」及び「融和事業完成十ヶ年計画」を審議。 ○(8・22, 23) 第3回全国融和団体聯合大会開催。 ○全国部落調査，中央融和事業協会が各府県へ照会して作成。 ○中央融和事業協会「経済更生指定地区施設概況」発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方改善費総額 1,250円 ○補助事業 22件 ○この年の糺弾事件 3件 ○地方改善応急施設 1地区 ○左に茨城県から社会事業主事補堀江清出席。 ○多並鹿造，全国水平社中央委員になる。 ○左に，茨城県属，内田忠雄出席。 ○左に，茨城県から内田忠雄ほか3名出席。 ○左に，茨城県の経済更生指定地区の概況あり。 	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
1936 (昭11)	<ul style="list-style-type: none"> ○(6) 中央融和事業協会「地方改善応急施設実施状況」発表。 ○(2・26) 2・26事件おこる。 ○(3・14) 全国融和団体第8回国民融和日施行。 ○(4・24) 全水関東地方部落代表者会議。 ○(6・25, 26) 中央融和事業協会，全国融和事業協議会を開催。 ○(7・3) 学務部長会議。 ○(8・4) 全関東融和促進同盟第5回大会。 ○(11・19~11・26) 中央融和事業協会。融和事業指導者講習会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方改善費総額 9,309.90円。 ○左に，茨城県に関する記述あり。 ○県補助事業 20件 (うち 中堅人物養成 融和教育指導者養成) ○この年の糺弾事件 4件 ○左に，茨城県から参加。 ○左に，茨城県書記，石山信之助，社会事業協会書記，津川正治出席。 ○左において，茨城県社会課長代理，津川正治が来賓として講演。 ○(9・1) 茨城県社会事業協会融和部設立。 ○左に，茨城県社会事業主事補，石山信之助と，協会融和部主事，津川正治出席。 	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
		<ul style="list-style-type: none"> ◦ (11・30) 茨城青年融和聯盟創立。 ◦ 茨城県社会事業協会融和部の事業。 <ul style="list-style-type: none"> { 自覚更生施設 { 教育教化施設 (学校教職員講習会) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑬ ⑫
1937 (昭12)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (1・14～1・16) 中央融和事業協会主催，融和教育指導者講習会開催。 ◦ (3・1, 2) 中央融和事業協会主催，第2回中堅青年研究協議大会開催。 ◦ (3・3) 全国水平社第14回大会。 ◦ (3・14) 全国融和団体第9回国民融和日施行。 ◦ (5・22, 23) 中央融和事業協会，全国融和事業協議会開催。 ◦ (5・31) 中央融和事業協会，融和教育指導者講習会開催。 ◦ (6・22, 23) 関東地方地方協議会。 ◦ (7・7) 日中戦争勃発。 ◦ (9・12) 全国水平社，「非常時における運動方針」を決定。 ◦ (10・30) 中央融和事業協会，緊急全国融和事業協議会開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地方改善費総額 7,810円 ◦ 県補助事業 19件 <ul style="list-style-type: none"> (うち 中堅人物養成 融和教育指導者養成) ◦ この年の糺弾事件1件(未解決) ◦ 茨城県社会事業協会融和部の事業 <ul style="list-style-type: none"> { 自覚更生施設 { 教育教化施設 (学校教職員講習会，融和教育研究懇談会) ◦ 左に，茨城県視学，鈴木昇出席。 ◦ 左において，茨城県から鈴木松一が更生事例について発表。 ◦ 融和部の国民融和日施設一懇談会，印刷物 ◦ 左に，茨城県社会事業協会主事出席。 ◦ 左に，茨城県視学，二川源重出席。 ◦ 左の開催地は水戸市。 ◦ 左に，茨城県社会事業協会主事出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳
1938 (昭13)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (2・23) 厚生省，国民融和週間ニ関スル件通牒。 ◦ (3・14) 厚生省，国民融和促進ニ関スル件訓令。 ◦ (3・10～3・17) 国民精神総動員融和週間運動，全国的に挙行。 ◦ (3・23) 関東水平社解散宣言。 ◦ (4・1) 国家総動員法公布。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地方改善費予算 14,004円+8,560円 (地方改善 応急施設費) ◦ 県補助事業 18件 <ul style="list-style-type: none"> (うち 中堅人物養成 融和教育指導者養成) ◦ この年の糺弾事件2件(無条件謝罪) ◦ 茨城県社会事業協会融和部の事業 <ul style="list-style-type: none"> { 自覚更生施設 { 教育教化施設 (学校教職員講習会，融和教育研究会) ◦ (4・) 茨城県融和教育研究会設立。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (6・2～6・6) 文部省・厚生省・中央融和事業協会共同主催，融和教育指導者講習会開催。 ◦ (6・7) 中央融和事業協会主催，融和教育研究協議会開催。 ◦ (6・14, 15) 全国融和事業協議会開催。 ◦ (7・30) 産業報国中央連盟創立。 ◦ (8・29) 文部大臣より融和事業に関する訓令。 ◦ (11・13) 東日本融和連盟有志懇談会。 ◦ (11・23) 全国水平社第15回大会，国家総動員運動への参加を表明。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 左に，茨城県視学，横田淳出席。 ◦ 左に，茨城県視学，横田淳出席。 ◦ 左に，茨城県属堀江清，社会事業主事補津川正治，社会事業協会書記和田実出席。 ◦ 地方改善応急施設施行。 ◦ 左に，茨城県から出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭ ⑭ ⑭ ⑭ ⑳ ㉓
<p>1939 (昭14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (2・14) 中央融和事業協会，融和事業指導者講習会を開催。 ◦ (3・10～3・17) 国民精神総動員融和週間運動全国的に挙行。 ◦ (6・1) 中央融和事業協会主催，全国融和事業協議会開催。 ◦ (6・3～7) 融和教育指導者講習会開催。 ◦ (6・8) 融和教育研究協議会開催。 ◦ (7・14) 全国融和事業協議会開催。 ◦ (11・17) 融和事業指導者講習会開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地方改善費予算 12,638円 ◦ 県補助事業 23件 (うち 中堅人物養成 融和教育指導者養成) ◦ 茨城県社会事業協会融和部の事業。 { 自覚更生施設 教育教化施設 (融和教育指導者講習会，融和教育研究会，研究指定校1校一融和教育一般について研究) ◦ 左に，茨城県社会事業主事補津川正治，同社会事業協会書記和田実出席。 ◦ 左に，茨城県視学，沼里俊出席。 ◦ 左に，茨城県社会事業主事補津川正治，同社会事業協会書記和田実出席。 ◦ 地方改善応急施設施行。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑭ ⑮ ⑮ ⑮ ⑮ ⑮ ⑮
<p>1940 (昭15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (2・) 文部省融和教育研究協議会開催。 ◦ (3・11～3・17) 国民融和強調運動実施。 ◦ (5・19) 融和教育指導者講習会開催。 ◦ (5・) 文部省社会教育局「融和教育概況調査」を発表。 ◦ (6・25) 全国融和事業協議会開催。 ◦ (6・29) 融和教育指導者講習会開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地方改善費予算 8,682円 ◦ 県補助事業 20件 (うち 中堅人物養成 融和教育指導者養成) ◦ 茨城県社会事業協会融和部の事業 { 自覚更生施設 教育教化施設 (融和教育指導者講習会) ◦ 左に，茨城県融和教育研究会，猿島郡新郷尋常小学校，茨城社会事業協会についての記述あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑮ ⑯ ⑯ ㉔

年次	全国・一般関係	茨城県関係	出典
	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (8・28) 全国水平社第16回大会(最後の大会)。 ◦ (8・28) 部落更生皇民運動全国協議会開催。 ◦ (9・27) 日独伊三国同盟締結。 ◦ (10・12) 大政翼賛会発足。 ◦ (11・3) 大和報国運動発足大会。 ◦ (12・9) 部落更生皇民運動全国協議会全国代表者会議。 ◦ (12・10, 11) 紀元2600年奉祝全国融和団体聯合大会開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 高岡三吉, 全国水平社役員になる。 ◦ 茨城県からも出席し, 理事に二人選任。 ◦ (2・27) 茨城新聞に, 3月中旬融和強調週間実施の記事のる。 ◦ (3・11) 国民融和強調週間運動ニ関スル件依命通牒。 ◦ (10・9) 全水茨城水平社聯盟が松本治一郎を招き, 新郷村小学校にて演説会を開催。 ◦ 左に, 茨城県代表として高橋牛松が出席して質問。 	<ul style="list-style-type: none"> ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘
1941 (昭16)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (1・28, 29) 全国融和事業協議会開催。 ◦ (6・25, 26) 中央融和事業協会を解散, 同和奉公会を設立。 ◦ (10・8) 全関東同和促進同盟委員会。 ◦ (11月初旬) 同和奉公会 府県支部 組織完了。 ◦ (11・) 同和奉公会 第1回 中央協議会。 ◦ (12・1) 太平洋戦争始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地方改善費予算 10,352円 ◦ (3・7) 国民融和強調運動ニ関スル件依命通牒。 左に, 茨城県から出席。 左に, 茨城県から横島武治出席。 	<ul style="list-style-type: none"> ㉙ ㉚ ㉛ ㉜
1942 (昭17)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ (1・) 全国水平社, 自然解消。 ◦ (8・) 文部省, 同和教育の指導書として「国民同和への道」発表。 		
1943 (昭18)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 小学校における同和教育, この年までどうにかつづく。 		
1944 (昭19)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地方改善費放棄。 		

- ① 融和事業年鑑 大正15年版 中央融和事業協会
 ② // 昭和2年版 //
 ③ // 昭和3年版 //
 ④ // 昭和4年版 //
 ⑤ // 昭和5年版 //
 ⑥ // 昭和6年版 //
 ⑦ // 昭和7年版 //
 ⑧ // 昭和8年版 //
 ⑨ // 昭和9年版 //
 ⑩ // 昭和10年版 //
 ⑪ // 昭和11年版 //
 ⑫ // 昭和12年版 //
 ⑬ // 昭和13年版 //

- ⑭ 融和事業年鑑 昭和14年版 中央融和事業協会
- ⑮ // 昭和15年版 //
- ⑯ 茨城県報
- ⑰ 九学会連合利根川流域調査委員会：利根川流域の未解放部落 弘文堂 1971年 p. 559
- ⑱ 茨城新聞
- ⑲ 中央融和事業協会：融和事業功労者事績 1932年 中央融和事業協会 p. 21
- ⑳ 『民族と歴史』第8巻4号 日本学術普及会
- ㉑ 部落問題研究所：水平運動史の研究 第5巻 1973年 部落問題研究所 p. 395
- ㉒ 渡辺徹・秋定嘉和：部落問題，水平運動資料集成 第2巻 1974年 三一書房 p. 386, 650
- ㉓ 同上 p. 379
- ㉔ 同上 第3巻 p. 1029
- ㉕ 伊藤藤次郎：部落経済問題の一考察 上・下（融和事業研究第14・15輯）
// : 部落経済対策論 上・下（融和事業研究第16・18輯）
- ㉖ 渡辺徹・秋定嘉和：部落問題・水平運動資料集成 第3巻 1974年 三一書房 p. 300
- ㉗ 同上 p. 99~118
- ㉘ 部落問題研究所：水平運動史の研究 第4巻 1973年 部落問題研究所 p. 239
- ㉙ 渡辺徹・秋定嘉和：部落問題・水平運動資料集成 第3巻 1974年 三一書房 p. 144~5
- ㉚ 同上 p. 311
- ㉛ 同上 p. 688
- ㉜ 同上 p. 443~5
- ㉝ 塙作樂・相沢一正編：年表茨城50年史 1976年 常陽新聞社 p. 50
- ㉞ 渡辺徹・秋定嘉和：部落問題・水平運動資料集成 第3巻 1974年 三一書房 p. 701
- ㉟ 同和事業年鑑 昭和16年版 中央融和事業協会
- ㊱ 渡辺徹・秋定嘉和：部落問題・水平運動資料集成 第2巻 1974年 三一書房 p. 759
- ㊲ 同上 p. 792

〔解題〕

大正10（1921）年は、茨城県において、部落差別解消を目的として、具体的な施策がなされた最初の年に相当する。

部落差別を放置することが、為政者にとっては見過しえぬ事態を招来するとの認識は、米騒動を契機にしてにわかには高まっていた。またそのことへの具体的な対応として、国家予算の枠内に、部落改善奨励助成費を始めて計上したのは、大正9年度のことであった。

この年に計上された助成費は5万円であり、17府県に4万3千円が交付されている。また内務省社会局の諮問機関として、社会事業調査会が設置され、「部落改善要綱」が答申されることになる。翌10年度には、国家予算としての助成費は21万円に増加し、茨城県をもその対象に含む結果となり、上からの活動の形をとって、同和事業* が始められた。

茨城県に対する国庫からの奨励金は、大正10年度に250円であったが、大正11年度には1,000円に増額され、大正12年度も同額、同13年度には1,498円となり、以後も継続的に支出された。また、部落改善事業実施に伴う措置として、「部落改善事業助成規程」が、大正11年2月20日付の県令第16号として定められている。

* 当時は融和事業と称した。同和事業と称するのは昭和16年以降である。

部落改善事業は、県による直営事業のほか、補助事業を加えた二本柱として実施された。直営事業の内容は、第2表のとおりである。直営事業の一環としての委員制度は、社会事業委員とよばれる名誉職をおき、部落改善の実務を委嘱するしくみであった。

第2表 直 営 事 業

昭和14年	ナシ
昭和13年	ナシ
昭和12年	ナシ
昭和11年	<ul style="list-style-type: none"> 其ノ他 —— 産業経済施設 —— 其ノ他 6 10
昭和10年	自覚更生施設 教育文化施設
昭和8年	融和資料配布 棕枳表製作講習会
昭和7年	講演会一回「日満提携と融和運動」 委員制度
昭和6年	調査「製履業に関する調査」 委員制度
昭和5年	講習会 融和事業講習会 委員制度に関する事項
昭和4年	調査 融和事業調査 講習会 融和事業講習会
昭和2年	地方改善懇談会 4ヶ所 詳細な記事あり

昭和元年以前の資料は未発見。

委員制度の発足時点はこれを明らかになし得ないが、中央融和事業協会から融和事業功労者として表彰をうけた光本佐中（真壁郡A村）が地方改善社会事業委員の委嘱をうけたのが、大正11年4月であったという事例をみれば、国庫からの補助金交付が始った時期とほぼ同じころであったと思われる。

補助事業については、大正11年2月20日、茨城県令第16号として、「部落改善事業助成規程」が定められた。補助事業は、大正10年度以降、継続して実施されていたが、対象となる町村では、比較的継続する事例と単発的事例の双方を含んでいる。水平運動とのかかわりあいはいは明らかでない。

延19町村に及ぶ補助事業実施町村が存在したが、具体的な町村名については、あえて記載しない。事業種別については、作業場新設が圧倒的に多かった。

こうして開始された融和事業に質的な変化が生じたのは、昭和7年ころからである。農業恐慌対策として政府が実施する時局匡救対策の一環としての土木事業が地方改善応急施設費を計上する一方、内部自覚を軸とする自力更生が強調されるようになり、そのことが融和教育の重視へと展開した。

茨城県の場合には、昭和7年10月に「部落経済更生運動ノ件」を通牒するが、これは同年9月に開催された融和事業全国協議会における「部落経済更生運動要綱」の影響と考えられる。

茨城県に対する地方改善応急施設費は、昭和7年度5,000円、翌8年度7,000円が交付されるのだが、そのことに関連して茨城県庁がなした報告（地方改善応急施設実施状況）の中に“従来融和事業に関し一般に消極的態度を採り居りし関係市町村が、何れも積極的に本事業を施行したるを以って、従来の地区孤立的状態が緩和せられたるのみならず”と記

すのは、大正10年度以降の融和行政がおざなりであったことの証拠を、自ら提示したといえるだろう。

地方改善応急施設実施以前の状況についても、“中には僻陬の地に在り、人馬の往復困難なるもの、豪雨の際氾濫の恐れあるもの、雨期に際して通学児童の欠席多きもの等あり”“本事業の結果馬車は勿論、自動車を通ずる個所も出来”と記すのは、それまで被差別部落がいかにみじめな状況のまま放置されていたかを示している。

このような状況の中で、茨城県における融和事業に大きな変化がおこったのは、昭和11年のことである。この年の9月1日に、茨城県社会事業協会融和部が発足した。けれども戦前に設立された府県融和団体の中では、新潟・石川・長崎とともに、最もおそい設立であり、官民の双方とも、消極姿勢を貫いてきたことの現れとも解せられる。

茨城県社会事業協会融和部の発足は、昭和10年に全国融和事業協議会が、「融和事業の総合的進展に関する要綱」を決定し、昭和11年度を起点として、融和事業完成十ヶ年計画を立案のうえ、全国的に事業を行なうことを定めた事実と、切り離しては考えられない。

だが、結果論的にみると、前記の融和部の設立によって、茨城県における県補助事業の決算額は、従前に比して大巾な伸びをみせることになった。地方改善応急施設費を除いた補助事業費が8,852円(11年度)、9,403円(12年度)、8,119円(13年度)、9,665円(14年度)、9,595円(15年度)に達し、昭和10年度の3,534円に比して大巾に増加している事実注目したい。全国的にみた場合、地方改善費の支出は頭うちとなり、昭和11年度には124万円にとどまり、8年度の237万円にはるかに及ばなかったのをみれば、茨城県がようやく融和事業に本腰をいれようとする姿勢が読みとれよう。

しかし、昭和10年代における融和事業の本質は、人権思想に根ざすものであるよりは、日中戦争を契機とする対外進出に、国民の全てをかりたてようとする為政者の手段であったと解せざるを得ない。そのことにかかわる具体的な施策が、いかに展開したかについては、年表に記載した事項に即して検討して頂けるはずである。

おわりに

本稿は、森山が茨城大学教育学部小学校教員養成課程における社会科の卒業研究として提起した命題にもとづき、森山が資料収集を担当し、中川が論旨展開についての指導助言を行なった結果として、成ったものである。

卒業論文として森山が執筆した内容は、より詳細であり、融和事業実施地区についても個別のかつ具体的にまとめられている。けれども、被差別部落は茨城県内になお存在し、歴史的な事実であっても、具体的な地名を明らかにすることは、今日の人権問題につながる要素を持ち合わせるがために、その記述は僅かの事例のほかは、あえてこれをさけることにした。

ところで、筆者らの当初の意図は、茨城県における同和教育のあゆみを明らかにしようとするものであった。けれども、すでに述べたように、今日においてすら行なわれぬに等しい同和教育について、そのルーツをたどることは、不可能に近かった。

戦前の同和教育については、日中戦争を契機とする国家総動員体制のもと、政府による統制・指導の枠内で実施された〈同和教育〉の事例をつきとめたにすぎない。

上からの同和教育として、茨城県でまず着手されたのは、茨城県融和と教育研究会の設立

(昭和13年4月)であった。翌14年、猿島郡新郷尋常高等小学校を融和教育研究指定校とし、その成果が、「融和教育」「我が村に於ける地区概況と融和教育」「修身・読方・国史料に於ける我が校融和教育系統案」「本校融和教育概要」「融和教育研究会教授案」の5冊子にまとめられ、また研究発表会(参加者75名)が行なわれたが、それにかかわる記録は当該校においてすら保存されていないありさまである。僅かに残る資料としては、『茨城教育』第657号(昭和14年6月)において、新郷尋常高等小学校長が発表した「学校経営の立案を終へて」があるにすぎない。

社会教育の一環としての同和教育に関しても、資料はほとんど見当たらない。

かかる状況がなにに由来するかは、すでに記した内容に照して明らかであろう。茨城県における同和事業は、その前史を含めて、他律的に決定した方針に対して、前向きにあらざる姿勢を保ちつつ、おざなりに実施されてきたがために、資料の忘失を生じ、かつ施策の不備にかかわる各種のトラブルを、今日においても生起しつつあると考えられるのである。

[謝辞]

本稿を草するに当たり、資料の閲覧について多大の便宜を計られた東京都立教育研究所同和对策研究室の秋山慎三指導主事、茨城県内の同和对策事業、同和事業史に関して、多くの指唆を賜った茨城県歴史館秋山高志研究員、茨城県教育委員会新井洋三郎指導主事に厚くお礼申し上げます。